

むつ市議会第189回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成18年9月26日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例
- 第3 議案第68号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第69号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第70号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第71号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第74号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合同規約の変更について
- 第8 議案第75号 青森県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約について
- 第9 議案第77号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第10 議案第78号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第11 議案第79号 平成17年度むつ市水道事業会計決算
- 第12 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市水道事業会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第13 議員提出議案第4号 青森県立下北少年自然の家の存続を求める意見書

【青森県市議会議員研修会】

- 第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	濱田栄子	2番	山本留義
3番	白井二郎	4番	村中徹也
5番	堺孝悦	6番	川端一義
7番	川下八十美	10番	新谷功
11番	高田正俊	12番	村川壽司
13番	東健而	14番	澤藤一雄
15番	石田勝弘	16番	富岡幸夫
17番	杉浦守彦	18番	柴田峯生
19番	杉浦洋	20番	久保田昌司
21番	横垣成年	22番	工藤孝夫
23番	大澤敬作	24番	松野裕而
25番	東谷良久	26番	東谷正司
27番	佐々木隆徳	28番	立石政男
29番	竹本強	31番	坂井一利
32番	福永忠雄	33番	板井磯美
34番	飛内賢司	35番	赤松功
36番	田澤光雄	37番	徳誠
38番	佐々木肇	39番	鎌田ちよ子
40番	菊池広志	41番	野呂泰喜
43番	千賀武由	44番	目時睦男
45番	田高利美	46番	澤田博文
47番	菊池清	48番	柏谷均
49番	工藤清四郎	50番	服部清三郎
52番	慶長徳造	53番	佐藤司
54番	牛滝春夫	55番	本間千佳子
56番	半田義秋	57番	坪田智十司
58番	斉藤孝昭	59番	中村正志
60番	富岡修	61番	川端澄男
62番	宮下順一郎		

欠席議員（5人）

8番	小林正	9番	菊池一郎
30番	千船司	42番	工藤直義
51番	杉本清記		

説明のため出席した者

市長	杉山	山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	山	重一	代監査委員	菊池	十田夫
総務部長	齋藤	藤	純	総務部 総務課長	西堀	敏夫
企画部長	渡邊	邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部長	名久井	井	耕一	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	田	豊	教育部長	宮下	孝信
教育委員 事務局長	新谷	谷	加水	公営局 局長	小川	照久
監査委員 局長	遠藤	藤	雪夫	総務部 部長	千船	藤四郎
企画部 部長	工藤	藤	武勝	企画部 部長	近原	芳栄
選挙管理 委員長	大芦	芦	清重	企画課 部長	奥島	慎一
企画課 部長	下山	山	益雄	農委 事務局長	吉田	薫
川舎所 内長	佐藤	藤	吉男	大庁舎所 畑長	伴	邦雄
脇野所 内長	船澤	澤	桂逸	総務課 部長	鴨澤	信幸
総務政 務課長	中野	野	敬三	総務政 務課長	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局 局長	小島	島	昭夫	次長	高田	文明
総括主 幹	工藤	藤	昌志	主幹	柳田	諭
庶務係 長	金澤	澤	寿々子	庶務係 主任	濱村	勝義
調査係 主任	青山	山	諭	議事 主任	赤石	奈穂子
議事 主任	葛西	西	信弘			

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、去る9月20日に議決いたしました議員提出議案第3号 ミサイル艇の機関砲誤射事故に対する原因究明と再発防止を求める決議につきましては、9月22日、海上自衛隊大湊地方総監部において、正副議長が松岡貞義大湊地方総監と会見し、永田美喜夫幕僚長同席のもと、同決議書を手交するとともに、二度とこのような事故が起こらないよう要請いたしました。

また、昨日25日には、木村太郎防衛庁副長官が来庁し、正副議長に対して、今回の誤射事故についてはミサイル艇乗組員の人為的ミスであるとの調査結果を報告するとともに、改めて謝意を表し、再発防止に努める旨の決意を表明されました。防衛庁副長官の報告を受け、私からは再び事故が発生しないよう強く要請し、あわせて決議書も手交いたしておりますので、ご報告申し上げます。

なお、本件については、この後市長から行政報告があります。ご了承願います。

次に、9月12日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、建設及び教育民生常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますの

で、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1 行政報告

○議長（宮下順一郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告をお願いいたします。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 20ミリ機関砲不時発射事案の事故調査結果等についてご報告申し上げます。

9月25日の昨日、木村防衛庁副長官、加藤海上幕僚監部副長及び大湊地方総監が再度来庁し、改めてミサイル艇からの誤射について陳謝があり、木村防衛庁副長官から「20ミリ機関砲不時発射事案の事故調査結果等について」の説明を受けました。

その中で、今後の事故防止策として、一つ、機関砲関係者に対する部隊での教育、練度評価の徹底として、機関砲関係者に対し、射撃後の発射弾数の確認要領、当該機関砲の特性等の教育を徹底するとともに、その知識及び技量評価を徹底する。

一つ、弾薬類管理要領の規則化、操作マニュアル類の改訂として、薬きょう数を確認すること、入港前に弾を抜くこと、発砲に係る点検時に砲を安全な方向に向けること等を内容とする規則を制定するとともに、操作マニュアル等の改訂を行う。

一つ、管制盤カウンタについての教育の徹底として、管制盤にあるカウンタについて、その設置目的が給弾の目安であること及び実際の残弾数と異なる表示がなされる旨の教育を徹底する。

一つ、事故の重大性の徹底と事故防止に係る意

識改革として、事故の重大性を認識させ、事故防止に係る意識改革を行うため、全部隊の指揮官レベルのテレビ会議、実務者レベルの全部隊巡回指導、全部隊における海曹士レベルの先任伍長を通じた指導を行うなどの具体的説明があり、再発防止に万全を期す姿勢が示されました。

その後、桜木町内の代表の方々にお会いし、同様の説明があり、改めて陳謝しております。

20ミリ機関砲から発射された砲弾は、実弾4発、演習弾4発、曳光弾2発の計10発でありましたが、報告によりますと、これまで発見された砲弾は、実弾4発、曳光弾1発、演習弾1発でしたが、昨日、演習弾1発が発見されましたので、計7発となり、残りは曳光弾1発と演習弾2発の計3発となりましたが、本日も捜索中とのことであります。

以上、概要を申し上げ、経過報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第2～日程第12 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 日程第2 議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例から、日程第12 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの11件を一括議題といたします。

委員会付託した議案及び報告についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第74号及び議案第75号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（52番 慶長徳造議員登壇）

○52番（慶長徳造） 総務常任委員会委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、9月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました2議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過について申し上げます。

初めに、議案第74号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更についてであります。

これについて理事者側から、消防組織法の一部改正に伴い、消防団員等が火事等の出動により負傷あるいは死亡した場合における補償事務等を共同処理する当該組合の規約の一部を変更するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第75号 青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてであります。

これについて理事者側から、市町村合併に伴い、当該組合議会議員数を9人から8人に変更し、選挙区についても、同様に9区から8区に集約するための改正であるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第79号及び報告第18号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

(34番 飛内賢司議員登壇)

○34番(飛内賢司) 建設常任委員会委員長報告を行います。

建設常任委員会に付託されました議案1件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月13日、代表監査委員及び公営企業局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり認定及び承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑、意見について申し上げます。

初めに、議案第79号 平成17年度むつ市水道事業会計決算についてであります。

まず、これについて理事者側から、平成17年度の決算は、むつ、川内、大畑の3水道事業に係るそれぞれの収入・支出と業務量等を通年で表示した合併後初めての決算で、決算書における川内、大畑の水道事業の収入・支出と業務量の対前年度比較の項目においては、該当数値がないもの、あるいは大幅な増額となった数値での表示が多く、実質合併初年度の特異性があらわれた決算となっているとの説明がありました。また、あわせて決算書の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、そして水道事業損益計算書の詳細についての説明がありました。

本決算については、今回から本常任委員会で審査することに伴い、委員から監査委員の審査意見書に対して、水道料金の欠損処分と未収金の債権保全事務等について、監査の過程でどういう話をしたのか、また水道加入金の減少に対する分析とその要因について指摘事項はなかったのか、そして石綿(アスベスト)管の取りかえに伴う工事請

負業者の石綿被害に言及しないのはなぜか、この3点についての質疑がありました。

これに対し代表監査委員から、今年度の決算は合併後最初の通年決算で、合併によって財産の引き継ぎなどに係る収支額が対前年度比較においても増額となっているものが多く、特殊性を含んだものとなっているとのことでありました。また、質疑の1点目、水道料金の欠損処分と未収金の債権保全事務については、地方自治法及び判例等に基づき事務処理されている。2点目の水道加入金の減少に対する分析とその要因について指摘事項はなかったのかについては、その要因は住宅の新築、改築の軒数が減少しているなどの理由を確認していることから指摘はしていない。3点目の石綿管の取りかえに伴う工事請負業者の石綿被害に言及しないのはなぜかについては、石綿管の取りかえ工事は、むつ地区では平成16年度、川内、大畑地区は平成17年度に完了しており、現在まで工事請負業者が石綿被害に遭ったということも聞いていないので特に言及しないとの答弁がありました。

さらに、同委員から企業会計に関しては、金銭的なやりとりだけでなく、事業全体の監査という面で言及していただくのが今後の見通し、状況を判断するうえで大事であるので考慮願いたいとの意見がありました。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて理事者側から、金利負担の軽減を図ることを目的とした上水道高料金対策借換債の借り入れに当たり、借入申請に急を要したことから、平成18年度むつ市水道事業補正予算を専決処分したものであるとの説明がありました。

なお、本報告に対しての質疑等は特にありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

す。

○議長（宮下順一郎） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第66号、議案第68号から議案第71号、議案第77号及び議案第78号について教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（46番 澤田博文議員登壇）

○46番（澤田博文） 教育民生常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第66号及び議案第68号から議案第71号までの5件につきましてはご異議がございましたが賛成多数で、他2件の議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例についてであります。

これについて理事者側から、障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業の実施に当たり、利用料を徴収するために必要な事項を定めるためのものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、有料の4事業の実施によりどれくらいの利用者負担が見込まれるのか、また本事業の国の予算は約200億円程度と聞いているが、市への配分額は幾らかとの質疑があり、理事者側からは、利用者負担見込額については15万3,000円であり、市への配分額については、内示によると764万1,000円であるとの答弁がありました。さらに、同委員から、市独自の軽減策の必要性について質疑があり、理事者側からは、利用料については利用者1割負担という原則に従っ

たが、本条例第3条では利用者の負担上限月額を定めている、軽減についてはこの範囲で実施していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第68号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、平成18年厚生労働省告示第92号で告示された診療報酬の新算定方法がひとり親家庭等医療費給付事業に適用されることとなったほか、知的障害者福祉法及び青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に準じて本条例を改正するとともに、関連条文等を整備するためのものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、障害者自立支援法の施行に伴って生ずる利用者1割負担が本案に与える影響についての質疑があり、理事者側からは、利用者の自己負担分は本条例で救われる部分である、今回の条例改正は診療報酬の新算定方法の適用等による条文整備であり、利用者の負担は今までどおり変更はないとの答弁がありました。

次に、議案第69号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領及び健康保険法等の一部改正に準じて本条例を改正するとともに、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、本案によって今後予想される負担額はあるかとの質疑があり、理事者側からは、負担に変更はなく、本案は条文の整理であるとの答弁がありました。さらに、同委員から、本案に関連する混合診療について、保険が適用される部分と適用されない部分があることにより、受けられる治療の内容に貧富の差が影響を及ぼすおそれがあるとの認識があるかとの質疑が

あり、理事者側からは、その点については日本医師会から同様の指摘があるとの答弁がありました。

次に、議案第70号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者のうち70歳以上の現役並み所得者の一部負担金の割合を現行の2割から3割に変更し、また健康保険法施行令の一部改正により被用者保険の出産育児一時金の額が引き上げられたため、それに準じて国民健康保険においても同額の35万円まで引き上げるものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、少子化の今、出産育児一時金を政令の額である35万円に市として上乘せすることは考えなかったか、また今後考える予定はあるかとの質疑があり、理事者側からは、国民健康保険と社会保険は均衡を保つというこれまでの慣例的なものを踏まえて同額とした、また法定の給付については、他の保険者とのバランスを考慮する必要がある、本市では社会保険との兼ね合いを考えながら、保険者間のばらつきがないように政令に準じて改正してきており、県内他市の状況も同様に35万円にするという動きであるとの答弁がありました。

また、他の委員から、本案の改正により一定以上の所得がある70歳以上の方について負担割合が引き上げになっているが、本市としてこの負担割合を軽減するという検討は行ったかとの質疑があり、理事者側からは、軽減については現段階では考えていないとの答弁がありました。

さらに、他の委員から、本市では負担割合引き上げとなる対象者数は90人とのことだが、現役並み所得以下の国保の方は何人かとの質疑があり、理事者側からは、その条件に当てはまる70歳から74歳の前期高齢者の数は2,175人であるとの答弁

がありました。

次に、議案第71号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、平成18年厚生労働省告示第92号で告示された診療報酬の新算定方法が、重度心身障害者医療費支給事業に適用されることとなったほか、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領及び健康保険法等の一部改正に準じて本条例を改正するとともに、関連条文等を整備するためのものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、重度心身障害者の人数に関する質疑があり、該当者数は計1,837人であるとの答弁がありました。

次に、議案第77号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

これについて理事者側から、今回の補正は4億4,632万5,000円を追加するもので、主な補正項目としては、県内の市町村国保間の財政の安定化を図ることなどから30万円を超えた医療費について保険財政共同安定化事業が創設されたことにより、国保連への拠出金として3億7,611万1,000円を計上したとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、保険財政共同安定化事業について、この事業は全国的に県単位で実施するのか、また今後も同様に3億円以上が必要になっていくのかとの質疑があり、理事者側からは、これは全国的な事業である、また当該拠出金については、今後も同程度が必要だと思うが、これに見合った交付金も市に入ってくるとの答弁がありました。

次に、議案第78号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。

これについて理事者側から、本案は、平成17年度介護給付費負担金等の精算に係る国、県、支払

基金及び一般会計への返還金が生じたことから補正するものであるとの説明がありました。委員から質疑は特にありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました10議案1報告については、区分して1議案1報告ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第66号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第66号 むつ市地域生活支援事業利用料条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、障害者自立支援法を受けたもので、日常生活用具給付等事業など4事業に対し、10月から1割の負担を導入するものであります。むつ市内への影響は、およそ137名に及び、年間の負担

総額はおよそ30万円ほどといたします。障害者本人、また家族にとっては30万円は大変大きな負担になるものと思います。軽減免除はあるというものの、適用範囲は極めて狭いものと言えるものです。

施設に通っている方のことですが、障害者自立支援法により今までの負担がゼロだった人が4月から食事代を入れ、1カ月2万9,000円もの負担増になっているようであります。ほとんどの方がそのような負担増ではないかと思っております。このような国の悪政に対しては、自治体独自で対処することも考えるべきだと思います。今多くの自治体でそのような対応をしています。残念ながら、むつ市にはそのような考えはないようでありました。

むつ市長は、市民合意のない数十億円という庁舎建設には政治生命をかけてまで進めるといたしました。力の入れる方向が市民の望むものと全く逆であることを指摘しながら、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしく願います。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第66号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者44人、起立しない者12人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第68号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、

質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第69号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 議案第69号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、乳幼児にかかわる特定療養費を保険外併用療養費に改めるというものです。これは、今問題となっているいわゆる混合診療を取り入れるもので、お金のない人は保険のきかない診療は受けられないという人命にかかわるものに道を開くものであり、容認できません。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第69号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者47人、起立しない者9人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第70号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 議案第70号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対討論をいたします。

本案は、療養給付にかかわる一部負担金の割合の変更と出産育児一時金を引き上げるためのものです。出産育児一時金の引き上げにつきましては、少子化対策ともなることで評価できるものであります。しかし、一方で70歳以上の被保険者の負担を来月から2割から3割に引き上げるというものです。これまでも既に高齢者の医療に対する負担はとめどもなく連続で情け容赦ない仕打ちをされてきたところであります。抱き合わせ提案であることも問題のあるものです。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第70号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者45人、起立しない者11人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第71号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 議案第71号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例に反対討論をいたします。

本案は、所得制限を670万円から600万円に引き下げると同時に、議案第69号と同様、保険のきかない混合診療を導入するというもので、障害の重い人ほど負担も重く、医療から遠ざけることを余儀なくされ、命と健康に直結する内容のものです。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第71号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者45人、起立しない者11人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第74号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第75号 青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決され

ました。

議案第77号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第77号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第78号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第79号 平成17年度むつ市水道事業会計決算について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

報告第18号

○議長(宮下順一郎) 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成18年度むつ市水道事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第13 議員提出議案上程、提案
理由説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第13 議員提出議案第4号 青森県立下北少年自然の家の存続を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。39番鎌田ちよ子議員。

（39番 鎌田ちよ子議員登壇）

○39番（鎌田ちよ子） 青森県立下北少年自然の家の存続を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

昨今、子どもたちの最も根幹的な教育環境である家庭が教育機能を減退させており、日々、親による子どもの虐待や子ども同士のいじめ等に起因する事件が報道されるにつけ、心を痛めるばかりであります。

少子化の中、子どもたちの健全育成は至上命題であり、いわゆる教育手段を活用して子どもたちの健全な成長をサポートしていかねばならないものであります。

こうした中、本県に所在する3つの県立少年自然の家のうち、当地域に所在する下北少年自然の家が、平成19年度をもって廃止される方針とのこととあります。

いうまでもなく、大自然の中で、集団宿泊生活を通じて、その情操や人を思いやる心、お互いに助け合う心を培うことは、大変大切な教育活動であります。

県内三カ所の少年自然の家は、いずれもこうした教育活動の実践の場として重要な役割を担っているところであり、中でも、下北少年自然の家は、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれた広大な敷地の中に立地され、多彩なプログラムが展開され、多くの子どもたちに利用されております。ひと頃より、利用者が減少しているとはいえ、少子化の中にもかかわらず、ここ数年の利用者は横ばい傾向であり、五所川原市の梵珠少年自然の家に比べ

ても遜色のない利用者数であり、当地域のみならず、全県的な利用がなされております。

子どもの教育が以前にもまして難しくなっており、多彩な教育実践活動が必要とされるおり、いかに財政的事情からとはいえ、数少ない貴重な自然の中での体験学習の場をなくすべきではないとの多くの市民の声が市議会にも寄せられておりますし、むつ市子ども会育成会連絡協議会、むつ地区スカウト協議会、むつ市連合PTA及び青少年育成むつ市民会議の各利用団体からも存続の強い要望がありました。

つきましては、このように多くの下北地域住民の声を御賢察いただき、未来を担う子どもたちをはぐくむために、下北少年自然の家を是非とも県立の施設として存続されるよう特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号 青森県立下北少年自然の家の存続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、青森県知事及び青森県教育委員会委員長としたいと思えます。ご了承願います。

日程第14 議員派遣について

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、青森県市議会議員研修会に出席させるため議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり、10月2日、十和田市において開催される青森県市議会議員研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(宮下順一郎) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第189回定例会を閉会いたします。

午前11時08分 閉会